

令和 5（2023）年 2 月 14 日

認証評価機関の認証に関する審査委員会
（文部科学省中央教育審議会大学分科会） 御中

専門職大学基準協会

専門職大学基準協会試行評価実施結果報告書

1 試行評価のねらい

認証評価機関の認証に関する審査委員会からの示唆に基づき、次の点をねらいとして、専門職大学機関別認証評価の試行評価を実施した。

- 当法人が策定した評価基準や評価実施にかかる各種規程等に則って、公正かつ適確に認証評価を実施することができるかどうかを試行すること
- 以て当法人が学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定「大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること」を十分に満たすかどうかを判断できるようにすること

2 試行評価の実施結果

試行評価は、受審校としてびわこリハビリテーション専門職大学の協力を得たうえ、基準委員会・専門職大学評価委員会・専門職大学評価委員会評価分科会を組織して実施した。

2.1 試行評価の体制

【受審校】

試行評価の受審校として協力を得たびわこリハビリテーション専門職大学は、2020 年 4 月に開学した、リハビリテーション学部に理学療法学科・作業療法学科が設置される、1 学部 2 学科体制の専門職大学である。

試行評価の対象となる 2021 年度は開学 2 年目で設置計画履行中にあたり、開設前の授業科目があり、また、3・4 年生がおらず卒業生もいない状況であった。そのため、教育課程・学修成果をみる基準 3 など、すべての基準を十分に評価できるわけではない点で、試行評価の受審校としての懸念がないわけではなかった。しかし、完成年度を迎えた専門職大学は他にもないこと、そのなかで全学的な体制をもって協力を申し出ただけしたこと、また、専門学校を母体とする 1 学部体制の専門職大学という現況ある専門職大学の典型例のひとつといえることから、試行評価の受審校とした。

【委員会】

基準委員会・専門職大学評価委員会・専門職大学評価委員会評価分科会については、次の

とおりに組織した。

規程に則り、基準委員会は理事会が選任、専門職大学評価委員会は基準委員会が選出の上、理事会が承認し、委員長・副委員長についてはそれぞれ互選により決する手続きをとった（第6回理事会・第1回基準委員会・第1回専門職大学評価委員会議事録）。専門職大学評価委員会評価分科会は、専門職大学評価委員会が選任する手続きをとり、その主査・副査は互選によって決した（第1回専門職大学評価委員会・第1回専門職大学評価委員会評価分科会議事録）。

【基準委員会委員】

氏名	所属	職位	専門分野	規程との対応（認証評価事業基本規則第7条・第10条）	認証評価に関連する実績の有無
濱名篤	関西国際大学	学長・教授	教育学・社会学	委員長・大学教員	－
杉本和弘	東北大学	教授	教育社会学	副委員長・大学教員	○
植草茂樹	植草茂樹公認会計士事務所	公認会計士	公認会計士	各分野の有識者	○
乾喜一郎	リクルート進学総研	主任研究員	リカレント教育	各分野の有識者	－
山川正信	びわこリハビリテーション専門職大学	学長・教授	公衆衛生学	大学教員	－
中川哲	株式会社 EdLog	代表取締役	情報・教育工学	各分野の有識者	－
川山竜二	社会構想大学院大学	研究科長	知識社会学	大学教員	－
榊原暢久	芝浦工業大学教育イノベーションセンター	教授	科学教育・教育工学	大学教員	－
中井俊樹	愛媛大学教育・学生支援機構	教授	教育学	大学教員	－
佐藤浩章	大阪大学全学教育推進	准教授	教育学	大学教員	－

	機構教育学習支援部				
--	-----------	--	--	--	--

【専門職大学評価委員会委員】

氏名	所属	職位	専門分野	規程との対応（認証評価事業基本規則第20条・第23条）	認証評価に関連する実績の有無
福留東土	東京大学	教授	比較教育学	委員長・国公立大学の関係者	－
佐藤浩章	大阪大学全学教育推進機構教育学習支援部	准教授	教育学	副委員長・国公立大学の関係者	－
秦敬治	岡山理科大学	副学長・教授	教育学	国公立大学の関係者	－
日高正巳	兵庫医科大学リハビリテーション学部	教授	理学療法士教育	国公立大学の関係者	△
丸山和昭	名古屋大学高等教育研究センター	准教授	教育社会学	国公立大学の関係者	－
篠田雅人	早稲田大学大学総合研究センター	講師	高等教育論	国公立大学の関係者	－
植草茂樹	植草茂樹公認会計士事務所	公認会計士	公認会計士	関連する業界の関係者	○

注) △は、理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインに基づく理学療法士養成課程の第三者評価の実績

【専門職大学評価委員会評価分科会委員】

氏名	所属	職位	専門分野	規程との対応（認証評価事業基本規則第189条・第191条）	認証評価に関連する実績の有無

秦敬治	岡山理科大学	副学長・教授	教育学	主査・高等教育に関する見識を有するもの	－
日高正巳	兵庫医科大学リハビリテーション学部	教授	理学療法士教育	副査・大学等対象専門職分野の専任教員	△
篠田雅人	早稲田大学大学総合研究センター	専任講師	高等教育論	高等教育に関する見識を有するもの	－
植草茂樹	植草茂樹公認会計士事務所	公認会計士	公認会計士	対象専門職分野における教育研究活動に識見を有する者	○
佐藤浩章	大阪大学全学教育推進機構教育学習支援部	准教授	教育学	対象専門職分野における教育研究活動に識見を有する者	－

注) △は、理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインに基づく理学療法士養成課程の第三者評価の実績

なお、専門職大学評価委員会評価分科会は当初、佐藤浩章評価員ではなく、丸山和昭名古屋大学高等教育研究センター准教授が評価員に選任されていたが、本人より体調不良に伴う解任の申し出があったため、専門職大学評価委員会にてそれを了承し、代わりに佐藤浩章大阪大学全学教育推進機構教育学習支援部准教授を評価員に選任した（第2回専門職大学評価委員会議事録）。

2.2 試行評価の結果

2.1 で述べたような体制のもと、試行評価は、実際に次のような経過をたどって実施された。

なお実施にあたっては、当法人の策定した評価基準や評価実施にかかる各種規程等に則って進行することを旨としたが、議論の結果見直しを図った点がある。

- 専門職大学機関別認証評価基準
 - 基準委員会・専門職大学評価委員会それぞれで意見があったため、あらかじめ必要な見直しを図った（第1回基準委員会・第1回専門職大学評価委員会議事録、専門職大学機関別評価基準（見直し後））。
- 日程
 - 受審校へ協力依頼をしたのが受審年度4月、協力の確約が得られたのが9月初旬だったため、専門職大学機関別認証評価手続規程別紙「認証評価フローチャート」にかかわらず、独自の日程で実施した。この点については、専門職大学評価委員会の確認を経て、理事会の承認を得た（試行評価の実施スケジュール（当初案・確定案）、第1回専門職大学評価委員会・第7回理事会議事録）。

【試行評価の結果】

日付	委員会等	概要
2022年4月13日	認証評価機関の認証に関する審査委員会	試行評価の必要の指摘
2022年5月26日	受審校・事務局	試行評価依頼打ち合わせ
2022年5月31日	第6回理事会	委員会運営規程の作成、基準委員会の選任
2022年6月7日	第3回社員総会	定款変更（名称の変更等）
2022年6月9日	第1回専門職大学評価委員会	委員長・副委員長選任、分科会委員選任、評価基準・実施要綱・受審のてびき意見交換、日程確認
2022年6月20日	第1回基準委員会	委員長・副委員長選出、評価基準・実施要綱・受審のてびき意見交換
2022年6月29日	基準委員会委員長・副委員長・事務局	評価基準についての打ち合わせ
2022年6月30日	第7回理事会	評価基準の変更の承認、評価委員会委員の承認、試行評価の日程の決定
2022年7月8日	受審校・事務局	試行評価実務研修
2022年8月30日	第8回理事会	試行評価についての経過報告
2022年9月6日	受審校・事務局	試行評価打ち合わせ
2022年9月20日	第1回専門職大学評価分科会	主査・副査の選出、書面調査の分担、評価研修
2022年10月18日	受審校→事務局	受審票提出、自己点検・評価報告書提出
2022年10月19日	事務局→専門職大学評価分科会	書面調査依頼

2022年11月16日	第2回専門職大学評価分科会	評価報告書（分科会原案）・質問事項・実地調査進行の確認
2022年11月28日	第2回専門職大学評価委員会	分科会評価員の解任・選任
2022年11月28日	事務局→受審校	自己点検・評価報告書に関する質問事項の送付
2022年11月30日	第9回理事会	試行評価の申請の承認
2022年12月6日	受審校→事務局→専門職大学評価委員会 評価分科会	質問事項への回答・追加資料の提出
2022年12月14日・15日	専門職大学評価委員会 評価分科会・受審校	実地調査
2023年1月25日	第3回専門職大学評価分科会	評価報告書（分科会案）の確認、実地調査の改善点等についての確認
2023年1月31日	事務局→受審校	評価報告書（分科会案）の内示
2023年2月10日	受審校→事務局	評価報告書（分科会案）への回答
2023年2月15日 （予定）	第3回専門職大学評価委員会	評価報告書（案）の確定
2023年2月17日 （予定）	事務局→受審校	評価報告書（案）の送付
2023年2月24日 （予定）	受審校→事務局	評価報告書（案）への回答
2023年2月28日 （予定）	第10回理事会	評価報告書の承認

3 試行評価の成果物

3.1 受審校自己点検・成果報告書

受審校からは、自己点検・評価報告書が提出された。このほか、根拠資料・関連資料・補足資料の提出を受けた。また、評価報告書（分科会原案）作成後に送付した質問事項一覧にたいして、回答一覧と追加資料の提出を受けた（添付資料「010 受審校提出資料」参照）。

3.2 評価報告書

受審校が提出した自己点検・評価報告書その他資料の書面調査に基づき、専門職大学評価委員会評価分科会は、評価報告書（分科会原案）と質問事項一覧を作成した。

また、専門職大学評価委員会評価分科会は、実地調査を踏まえて、評価報告書（分科会案）を作成した。

評価報告書（案）は、2月15日に専門職大学評価委員会で諮られる予定である。専門職大学評価委員会での確定後、受審校へ送付して回答を待ち、理事会で承認が得られれば、評価報告書として確定する。

（以上、添付資料「020 評価報告書」参照）

4 試行評価を踏まえた課題と改善点

以上のように、試行評価は、当法人が策定した評価基準や評価実施にかかる各種規程等に則って、公正かつ適確に認証評価を実施することができたが、規程・運用について、検討・改善が必要な点がいくつかみられた。

- 専門職大学評価委員会の構成人数（認証評価事業基本規則第20条）
 - 条文上は5名程度であるが、今回は7名体制で運用した。大学評価委員会については、財務や大学運営についての識見を有する方にも委員となっていただく必要があると考えて構成した結果である。原則を5名のままとするか7名とするべきかを再度検討する。
- 評価分科会規則（認証評価事業基本規則第189条）
 - 評価員の人数は3名以上となっているが、構成要件が3名を前提として書かれているので、3名以上を前提とした見直しをおこなう。
 - 「実務家であって大学等対象専門職分野における教育経験を有する者若しくはその教育研究活動に識見を有する者」は、「実務家かつ教育経験を有する者」または「教育研究活動に識見を有する者」という意味でもちいているが、別様にも読めるので、一意に解釈できるよう表現をあらためることを検討する。
 - また現行、機関別認証評価・分野別認証評価ともひとつの評価分科会規則で運用しているが、機関別認証評価では高等教育制度に知見のある者、評価対象となる専門職大学が有する専門分野に見識を有する者の双方が不可欠であることから、機関別認証評価と分野別評価では規則を分けて運用することを検討する。
- 実地調査の構成
 - 基準2に関する面談については、基準1と併せて実施した上で、他の基準についての面談においても尋ねるような形式をとる
 - 施設見学については、あらかじめ受審校から計画をもらったうえ、評価員で見学したい場所を検討・伝達する方式をとる
 - 学生との面談を前半におく構成をとる
 - ◇ 当初計画では前半においていたが、試行評価では受審校の日程調整の都合により変更となった。調整するにしても前半におくことを求める。

これらの点については、今後の各委員会等での議論を踏まえて改正をおこなう。